

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を等して、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ○ 初診時 | 1 点 |
| ○ 再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定） | 1 点 |

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

2024 年（令和 6 年） 12 月

医療法人 北斗会 宇都宮東病院